

## 電気通信大学オープンキャンパス実施本部規程

平成25年 1月22日

改正

平成26年 4月25日

平成28年 3月23日

平成28年 3月31日

平成29年 3月31日

平成30年 3月30日

(設置)

第1条 電気通信大学におけるオープンキャンパス及び大学院オープンラボ（以下「オープンキャンパス」という。）を電気通信大学の教育研究活動を広く社会に公開する全学的な取り組みとし、円滑かつ効果的に実施するため、電気通信大学オープンキャンパス実施本部（以下「本部」という。）を置く。

(任務)

第2条 本部は、オープンキャンパスの企画、立案及び実施に関する業務を統括する。

(組織)

第3条 本部は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員

(本部長)

第4条 本部長は、学長をもって充てる。

2 本部長は、本部の業務を総括する。

(副本部長)

第5条 副本部長は、副学長（入試・広報担当）をもって充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐する。

(本部員)

第6条 本部員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 副学長（教育担当）
- (2) 副学長（学生支援担当）
- (3) 情報理工学域長
- (4) 大学院情報理工学研究科長
- (5) 広報センター長
- (6) アドミッションセンター長
- (7) 事務局各部長

2 前項に掲げる者のほか、本部長が必要と認めた者を本部員とすることができる。

(本部会議)

第7条 本部長は、本部会議を招集し、その議長となる。

2 本部会議は、オープンキャンパスの実施に係る次の事項について審議する。

- (1) 開催日時に関する事。
- (2) 開催プログラムに関する事。
- (3) 開催広報に関する事。
- (4) 運営方針に関する事。
- (5) 他のイベントとの連携に関する事。
- (6) その他重要事項に関する事。

(実施担当者連絡会)

第8条 本部に、オープンキャンパスの実施に必要な連絡・調整及びオープンキャンパス実施後の意見等集約を行う実施担当者連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

2 連絡会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副本部長
- (2) 情報理工学域から選出された者
- (3) 大学院情報理工学研究科から選出された者
- (4) 国立大学法人電気通信大学組織規則第18条の3から第24条までに規定する教育研究組織から選出された者
- (5) 事務局の各課から選出された者
- (6) 学生団体等の代表者
- (7) その他副本部長が必要と認めた者

3 副本部長は、必要に応じて実施担当者連絡会会議を招集し、その議長となる。

(事務)

第9条 本部に関する事務は、総務部総務課広報室が行う。

附 則

この規程は、平成25年1月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。